

第1回 若手弁護士から見た少年事件—刑事事件の経験を活かしながら

弁護士法人北千住パブリック法律事務所 前原 潤 (72期)

1 はじめに

少年事件の件数は減少し続けていると言われており、当会においても、特に若手会員は、少年事件がなかなか経験できないという方も多いと思われる。私が所属する北千住パブリック法律事務所は、刑事事件を積極的に引き受ける刑事対応型公設事務所ということもあり、少年事件を担当する機会も他の事務所に比べやや多いかもしれない。私自身は、弁護士4年目の若手であり、少年事件を沢山やろうと身構えているわけではないが、1年目から毎年複数件の少年事件を経験できている。その中で、少年事件は、様々な点で成人の刑事事件（以下「刑事事件」という）と異なる点はあるが、刑事事件の経験を活かせる部分もあると感じている。本稿では、刑事事件の経験はあっても少年事件はあまり経験できていないという多くの若手会員の参考となるように、刑事事件と対比しながら、私なりに考える少年事件のポイントをご紹介します。

なお、少年の否認事件や逆送後の刑事裁判について述べるには紙幅が足りないため、以下では非行事実を認めており保護処分が見込まれる事件を前提とする。

2 捜査段階における活動

少年事件の捜査段階において、多くの若手弁護士が悩むことの一つが、刑事事件と同様に「原則黙秘」の考え方を貫くかどうかではないだろうか。

特に、黙秘すると反省が深まらないのではないかと考える方は頭をよぎることだろう。しかし、内省を深める方法は「捜査官に話すこと」が最良というわけではない。捜査官は、まずは事件についての捜査

を進めることが責務であり、少年と対話することは必ずしもその本分ではない。一般に、内省を深めるためには、少年なりの言い分や気持ちに配慮しながら対話を重ね、一方的に「正論」を押し付けるのではなく、少年自身が納得できる到達点を探るというプロセスが不可欠だと考えられるが、このような対話の相手として最も適しているのは、捜査官ではなく、弁護人のはずである（これは刑事事件においても同様だと考えている）。

黙秘をすることは多くの少年にとって困難ではないかということを懸念する声もあるかもしれない。しかし、少なくとも私の経験上は、完全黙秘を實踐できる少年がほとんどで、14歳の少年が完全黙秘をし通したこともある。もちろん、そこには弁護人のサポートが不可欠である。黙秘をした少年に対しては、成人に比べ、黙秘権を侵害するような態様の取調べをされる確率が圧倒的に高く、またその態様も悪質なことが多いと感じる。捜査機関に対し抗議文を打たなかった事例はほとんどない。しかし、このような状況だからこそ、黙秘権という権利を少年であってもきちんと行使できるよう支える役割が弁護人には求められているはずである。

なお、「原則」黙秘というおとり、例外的に黙秘を解除すべき場合があるのは言うまでもないが、起訴猶予や略式裁判がない少年事件において、例外といえる場面かどうかは慎重に吟味する必要があるだろう。

上記のように黙秘権を行使するという観点のみならず、内省を深めるという観点からも、弁護人の可能な限り多数回の接見が成人にも増して重要である。刑事事件では、起訴後も何度も打ち合わせてから被告人質問を行うが、少年事件の場合には、家裁送致後早い段階から調査官調査が行われることになる。

したがって、調査官や裁判官からどのような目で見られるかを予測し、捜査段階からできる限り考えを深めてもらう必要性が高いだろう。

3 環境調整活動

少年事件において環境調整活動は重要ではあるが、出発点として、環境調整の方向性について少年本人とよく話し合い、本人が納得していることが必要不可欠である（このことは刑事事件でも同じである）。

私自身の経験として、実家に帰るのが難しい状況の少年について、職場の寮に入って仕事に打ち込むという方向性で捜査段階から調整を進め、準抗告が通って釈放されたものの、少年が入寮してから1週間程度で職場を辞めてしまったということがあった。事前に方向性について少年の承諾は取っていたものの、少年としてはその仕事が合っていないと感じていたと後に聞き、本人の意向を十分汲み取り切れなかったと反省した。ただ、この事件では、身体拘束から解放されたことで、その後別の社会資源とつながることができたこともあり、身体拘束からの解放自体はやはり必要であったとも思っている。

4 審判準備

少年事件においても、刑事事件と同様にケースセオリー（説得の論拠）が必要である。特に、調査官意見と異なる意見を付添人が述べる場合には、付添人の意見の方が少年の健全育成という理念により適うのだと裁判官を説得できなければ、その意見が通ることは難しいだろう。

ケースセオリーの検討の仕方は、犯情を論じつつ、

事件の原因と立ち直りの道筋を具体的に描くことが重要であり、この点は再犯可能性がないことを強調する刑事事件と似ている。その意味で、刑事事件の経験は少年事件にも生きるはずである。

まず、近時は特定少年に限らず、要保護性に関して犯情が重視される傾向があるとされるから、刑事事件と同様に犯情の分析を行い、少年に有利な点を十分検討すべきである。なお、特定少年については犯情の考慮が法律上要請されているが、刑事事件と異なり、処分の下限を枠づける機能は持たないものであることには注意が必要である。

次に、非行の原因分析及びこれに対する対策が重要であること、これらについて調査官と早期に問題意識を共有することが重要であることは言うまでもない。非行の原因分析は、調査官に一定の専門性があると考えられることが多いため、刑事事件という専門家証人のようにとらえることができるかもしれない。ケースセオリーとの関係で、調査官の分析を活かすのか弾劾するのかを検討した上で、再非行防止の対策について、付添人なりの具体的な道筋を描くことが求められる。

5 おわりに

少年事件でも刑事事件でも、依頼者の権利を守り、どうしたら依頼者が再び事件を起こさずにすむだろうかと真剣に考えることは変わらないはずである。その意味で刑事事件の経験が少年事件に生きることも多いし、その逆も多いと感じる。私自身まだ若手であるので、引き続きどちらについても積極的に取り組んでいき、それぞれの活動の視野を広げていきたいと考えている。